第1 調査及び審査の経過

1 情報監視審査会について

(1) 情報監視審査会の構成(委員8名、令和4年3月31日現在)1

会 長 小野寺 五 典 君(自由民主党)

田 村 憲 久 君(自由民主党)

松 本 剛 明 君(自由民主党)

伊 東 良 孝 君(自由民主党)

長 妻 昭 君(立憲民主党・無所属)

おおつき紅 葉 君(立憲民主党・無所属)

和 田 有一朗 君(日本維新の会)

大 口 善 徳 君(公明党)

(2) 情報監視審査会の任務及び権限

情報監視審査会は、国会に設置された、行政における特定秘密保護制度の運用を常時監視するための常設の機関である。この趣旨に鑑み、審査会は、国会の会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる²。具体的な任務は、①特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況について「調査」すること、②委員会等からの特定秘密の提出要求に行政機関の長が応じない場合に、その判断の適否等を「審査」することの二つである。

「調査」及び「審査」に係る審査会の権限のうち、主なものは次のとおりである。

ア 特定秘密の提出又は提示要求3

審査会が、調査又は審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出又は提示を求めたときは、その提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除き、その求めに応じなければならない。

イ 勧告4

審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密保護制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができ、勧告の結果とられた措置の報告を求めることができる。同様に、審査の場合も、行政機関の長に対し、委員会等の求め又は要請に応じて特定秘密を含む報告又は記録の提出をすべき旨の勧告を行うことができる。

¹ 過去の会長及び委員の一覧は、巻末 参考資料Ⅳ参照。

² 衆議院情報監視審査会規程第9条

³ 国会法第 102 条の 15 及び第 102 条の 17

⁴ 国会法第102条の16第1項、同第2項及び第102条の17第5項

(3) 報告書の提出及び公表

審査会は、毎年1回、衆議院情報監視審査会規程第22条第1項の規定に基づき、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書(年次報告書)を議長に提出し、当該報告書は、議長において公表するものとされている。また、随時、必要があると認めるときは、報告書を作成し議長に提出することができるものとされている。

(4) 情報監視審査会の保護措置

審査会には、特に秘匿を要する情報である特定秘密等の提出・提示を受けるにあたり、その漏えい防止を図るため、様々な保護措置が定められている。 国会法及び衆議院情報監視審査会規程等が規定する保護措置には、次のようなものがある。

〈情報監視審査会の保護措置〉

- ・本会議の議決による委員の選任 (規程第3条)
- ・特定秘密等を他に漏らさない旨の委員の宣誓(規程第4条)
- ・特定秘密等の漏えいに係る懲罰事犯としての報告等(規程第31条)
- ・保護措置を講じた情報監視審査室での会議開催(規程第11条)
- ・会議の原則非公開(規程第26条)
- ・会議録の原則非公開(規程第29条)
- ・会議録の閲覧制限(規程第30条)
- ・特定秘密の保管 (規程第27条)
- ・特定秘密の閲覧制限(規程第28条)
- ・情報監視審査会の事務を行う職員に対する適性評価の実施(国会法第 102 条の18、国会職員法第24条の4、第24条の5)
- ・情報監視審査会に提出された特定秘密の利用者・知得者の制限(国会法第 102条の19、議院証言法第5条の4)

なお、政府による特定秘密の適切な提出を図るため、審査会は、厳格な保護措置やその運用を定めた内規を制定している。

